

# 「汗動・協働・創造」枠 ~平成29年度当初予算~

平成29年度当初予算編成においても、引き続き「汗動・協働・創造」枠を設け、地域経済の活性化や震災復興、さらには地域社会の再構築等の分野において、「汗動・協働による全員参加のふるさと会津の再生と活力に充ちた新生会津若松市づくり」の構築に寄与することを目的とした事業枠とする。

## ◆ 対象分野

【市復興基金条例及び福島県市町村復興支援交付金に沿った事業とすること】

生活再建支援に係る事業等に要する経費

健康・福祉増進支援に係る事業等に要する経費

住宅再建支援に係る事業等に要する経費

コミュニティ再生支援に係る事業等に要する経費

産業復興支援・雇用維持に係る事業等に要する経費

教育・文化支援に係る事業等に要する経費

## ◆ 要求基準

- ①総力を結集し、新たな視点と創意工夫で、新生会津若松市の創造にふさわしい事業であること。
- ②市民の声を聞き、同じ目線で考え、ともに知恵を出し合う等、「汗動・協働」により、関係する市民や関係団体等と一体となって取り組む事業であること。
- ③事業の推進に際しては、行政とともに、市民や関係団体等とが主体的責任と役割を担うものであること。
- ④広域的な連携や部局間の連携による共同事業を積極的に導入すること。
- ⑤復興を基本としながら、新たな地域振興への要素を加える工夫をすること。

## 《基本事項》

- 対象事業は、原則として市の単独事業及び新規事業とする。
- 目標とする成果について、具体的な数値目標を定めて要求すること。
- 継続事業の要求も認めるが、発生するコストとこれまでの成果や今後期待できる効果等を見極めながら、「ゼロベース」で判断を行う。
- 通常の配分枠における要求とは別枠での要求とする。

# 要求基準細目

## 1) 事業の総枠

- ①当該枠の対象とする事業の総額は2億円を基本とする。
- ②財源は全額を復興基金とする。

※状況に応じて、事業の財源の一部として国県補助金等の活用を認める。

## 2) 要求にあたっての留意事項

- ①当該枠設定の趣旨を踏まえ、提案内容の検討・検証を十分に行い、部局ごとに優先順位を定めて要求すること。
- ②復興基金は、提案件数やその総額について、全体で2億円を基本としていることを念頭におくこと。また、現在の基金残高を踏まえ、事業に係る年数や事業の終了後を考慮し要求すること。  
※基金残高 9月末現在 200,427 千円
- ③事業熟度や計画性等、明確に説明できる内容であるとともに、目標とする成果については具体的な数値を定めること。よって前年度において不採択となった事業について、そのまま継続して要求することは認めない。

## 3) 事業の要件

- 原則として、下記の要件を満たしていること。
- ①特定企業や特定個人の利益となる事業となっていないこと。
  - ②事業の全部を委託または補助する内容のものでないこと。ただし、事業の目的を達成するために必要な経費の一部としての委託料等はこの限りでない。
  - ③各部局等の連携事業については、連携体制を構築し、役割分担やそれに基づく予算活用の考え方等、それぞれの責任を明確にすること。
  - ④事業費の全てが人件費となっていないこと。
  - ⑤国県の補助メニューに沿った事業はその採択を優先し、一般枠で要求すること。

## 4) その他

- ①例年、通常の配分枠により実施している事業の振替えは、原則認めない。
- ②当該枠で対象となった事業については、新たに予算配分を行うものである。したがって、枠配分における要求とは別枠とするため、当初の要求段階では財務会計システムへの入力は行わないこと。
- ③継続事業については、これまでの実績と成果、現在の進捗状況、今後の事業効果等が説明できる資料を添付すること。
- ④事業費の積算根拠(枠配分と同程度のもの)を添付すること。

# 福島県市町村復興支援交付金の概要

## 1. 趣旨

日本大震災からの復興に向けて、住民生活の安定や地域経済の振興など地域の実情に応じたきめ細かな取組を支援するため、新たに福島県市町村復興支援交付金(以下、「交付金」という。)を創設し、市町村に交付する。

## 2. 対象経費

### (1) 基本的な考え方

震災からの復興に向けて、地域の実情に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持などを図るために実施する以下の事業に要する経費を対象とする。

ア) 復興に向けて市町村が独自に取り組む事業

イ) 既存制度の隙間を埋めるような事業や地域の実情に応じてきめ細かな対応を図る必要がある事業

ウ) 交付金の趣旨に沿った既存制度の市町村負担分

### (2) 対象経費の事業項目

以下のとおり。各事業項目の主な経費・事業内容については、別表のとおり。なお、別表に記載された事業以外でも交付金の趣旨に沿ったものであれば対象とする。

ア) 生活再建支援に係る事業等に要する経費

イ) 健康・福祉増進支援に係る事業等に要する経費

ウ) 住宅再建支援に係る事業等に要する経費

エ) コミュニティ再生支援に係る事業等に要する経費

オ) 産業復興支援・雇用維持に係る事業等に要する経費

カ) 教育・文化支援に係る事業等に要する経費など

※ 上記については、被災者受入に要する経費も含む。

### (3) 対象外の経費

以下の経費は交付金の対象としない。

ア) 除染など全県的な対応を必要とする事業

イ) 義援金など使途の定めのない現金支給

ウ) 人件費や公債費、庁舎管理などの内部管理経費

## 3. 実績確認

復興事業等の効率性や透明性等を確保するため、交付金の執行状況について各会計年度終了後別途概要報告を求める。

## 事業項目の主な経費・事業内容

### ★生活再建支援に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
生活交通確保	通院、買い物等被災者の生活交通確保に係る経費、スクールバスの運行に係る経費等
生活再建支援	被災者への家具等購入支援等(使途の定めのない現金支給は除く)
住民の安全・安心	防犯、防災等地域の安全対策に係る経費等

### ★健康・福祉増進支援に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
住民の健康保持	モニタリングや健診等住民の健康保持に係る経費
住民の福祉増進	仮設住宅における配食サービスやソーシャルワーカー派遣等住民の福祉増進に係る経費

### ★住宅再建支援に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
住宅再建支援	一部損壊住宅修繕費助成、たたみ・ふすま等災害救助法適用外経費支援等(使途の定めのない現金支給は除く)
居住環境の向上	仮設住宅の改修、周辺施設整備等被災者の居住環境の向上に係る経費等

### ★コミュニティ再生支援に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
広報・連絡体制の強化	避難者への広報郵送代、災害時対応のための仮設住宅への防災行政無線の設置に係る経費等
住民の安否確認	住民の安否確認に係る経費
コミュニティづくり支援	集会施設等の復旧・設置・運営に係る経費や避難先における自治会活動支援等
震災復興行事	復興行事開催、記録誌の作成に係る経費等

### ★産業復興支援・雇用維持に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
農林水産業振興	風評被害対策、土壤・海洋モニタリング調査、土壤改良等の農地再生に係る経費、その他農林水産業者に対する支援等
商工業振興	共同店舗等開設、工場等移転・誘致に係る支援、プレミアム商品券等商店街再生に係る経費、その他商工業者に対する経営再生支援等
観光業振興	観光PR活動、復興イベントに係る経費等
雇用対策	被災者の緊急雇用対策、就業支援に係る経費等

### ★教育・文化支援に係る事業等に要する経費

事業項目	主な経費・事業内容
就学支援	学用品の支給や学校諸経費の免除等被災児童・生徒の就学支援に係る経費等
地域文化の継承	有形・無形文化財の保存活動支援に係る経費等

### ★その他交付金の趣旨に沿った事業に要する経費